

市第 148 号議案

横浜市職員定数条例の一部改正

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「15, 119人」を「15, 133人」に、「 1, 305人」を「 1, 355 人」に改め、同項第 2 号中「50人」を「51人」に、「51人」を「52人」に改め、同項第 3 号中「 2, 458 人」を「 2, 423 人」に、「 2, 459 人」を「 2, 424 人」に改め、同項第 9 号中「1, 559 人」を「 1, 490 人」に改め、同項第11号中「 1, 372 人」を「1, 411 人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、横浜市職員定数条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員定数条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（職員 の 定数）

第 2 条 職員 の 定数 は、次 の 各号 に 掲げ る とお り とす る。

- (1) 市長の事務部局の職員 $\frac{15,133 \text{ 人}}{15,119 \text{ 人}}$
（うち社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定める職員 $\frac{1,355 \text{ 人}}{1,305 \text{ 人}}$ ）
- (2) 議会局の職員
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 局長 | 1 人 |
| 書記その他の職員 | $\frac{51 \text{ 人}}{50 \text{ 人}}$ |
| 計 | $\frac{52 \text{ 人}}{51 \text{ 人}}$ |
- (3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員
- | | |
|------------|---|
| 教育長 | 1 人 |
| 指導主事その他の職員 | $\frac{2,423 \text{ 人}}{2,458 \text{ 人}}$ |
| 計 | $\frac{2,424 \text{ 人}}{2,459 \text{ 人}}$ |
- （第 4 号から第 8 号まで省略）
- (9) 水道局の職員 $\frac{1,490 \text{ 人}}{1,559 \text{ 人}}$
（第 10 号省略）
- (11) 病院経営局の職員 $\frac{1,411 \text{ 人}}{1,372 \text{ 人}}$
（第 2 項及び第 3 項省略）